

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○平成30年北海道胆振東部地震による被災納税者に対する道税の申告等の期限の指定
..... (税務課) 1

告 示

北海道告示第786号

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第20条（北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第16条第1項において準用する場合を含む。）の規定によって、平成30年北海道告示第692号（平成30年北海道胆振東部地震による被災納税者に対する道税の申告等の期限延長）において別途北海道告示で定めることとしている期日は、その期限が平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間に到来するものについては、平成31年1月31日とする。

平成30年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ